



JICA 環境社会配慮ガイドライン案へのコメント

2003年11月4日 松本 悟

JICA 案と改定委員会の提言は異なる数多く部分がある。中には JICA 案の方が適切に表現されている部分もあるし、単に言いまわしが変わっただけで内容的にはほぼ同じという部分もある。一々細かく比較することはさして意味があるとは思えない。以下に挙げた点は、数ある差異の中でも、JICA 案が提言を尊重しないことに疑問を持った箇所である。11月12日の委員会に出席できないので、その箇所について私の意見を明らかにする。JICA には変更の理由について文書で説明を求めたい。

1.3 定義 (p2-3)

(1) 提言には「配慮」「対象プロジェクト」「現地環境影響評価」「意思決定」の定義が含まれているが、JICA 案では削除されている。

<コメント>

a) 「配慮」には情報公開や協議といった意味が含まれており、この点を明らかにするためにも提言を尊重して頂きたい。

b) 「対象プロジェクト」という名称を使うことで、JICA の役割は、「協力事業」を通じて現地政府が実施する「対象プロジェクト」の環境社会配慮支援を行うことと明確化された。この原則を踏襲せず「協力事業」と対を成す「対象プロジェクト」という表現を使わないことで、JICA 案本文にも不都合が生じている。提言を尊重して頂きたい。なお、JICA 案本文中で「協力事業」と書かれている箇所で「対象プロジェクト」と書き換えた方がいいと考えられる箇所について、以下で具体的に指摘する。

c) 「現地環境影響評価」を JICA 案では単に「環境影響評価」としているため、一般名詞としての環境影響評価との混同が本文中に見られる。改定委員会でも法 EIA というように、その位置付けを明確にする必要が議論されており、その趣旨を尊重して頂きたい。

d) 「意思決定」ということばを JICA 案は一切使っていない。必ずしも固執はしないが、その理由を明示して欲しい。

(2) 「環境社会配慮調査」という用語から JICA という接頭語が落ちた。

<コメント>

JICA が責任を持つべき協力事業における環境社会配慮調査を、相手国政府が行う環境社会配慮と区別するためにも、提言で使った「JICA 環境社会配慮調査」という語を踏襲した方がわかりやすい。

(3) 1.3 の 3 は提言の趣旨が変えられている。

<コメント>

JICA 環境社会配慮調査は全ての事業に対して行うべきものであり、「環境や地域社会に著しい影響を及ぼすおそれのある事業」のみを対象にしていない。以下のように修正を提案する。「JICA 環境社会配慮調査とは、事業の実施が環境や地域社会に及ぼす影響について調査・・・」。

(4) 1.3 の 6 「確認とは・・・、現地調査等を通じて、協力事業について適切な・・・」となっているが、提言は「対象プロジェクト」だった(提言 p12 や p27 を参照)。

<コメント>

JICAによる環境社会配慮確認と支援の最大の目的は、対象プロジェクトにおいて適切な環境社会配慮が確保されることであり、協力事業ではない。「対象プロジェクト」に戻して頂きたい。

(5) 1.3の8では「重要な評価項目」とあるが、提言では「評価項目の範囲」としていた。

<コメント>

スコーピングが検討範囲の絞込みを意味していることを考えると、「評価項目の範囲」とした方が適切だと考える。「重要な評価項目」という表現からは評価範囲が狭まるような印象を受ける。

(6) 1.3の12にあるS/Wについて、提言p36で相手国政府及びJICAの実施する項目をはっきりさせることが示されているが、JICA案には含まれていない。

<コメント>

「相手国政府及びJICAの実施する項目」を付け加える。

1.4 JICAの責務(p3-4)

(1) 1.4の2の冒頭で使っている「協力事業」は提言では「対象プロジェクト」だった。

<コメント>

協力事業の計画を策定する際に、協力事業の環境社会配慮調査を行うというのは意味が通じない。ここは「対象プロジェクト」である。

(2) 提言p29の下から2つ目のに書かれている「相手国と共同して協力事業の環境社会配慮調査を行い、対象プロジェクトにおける適切な環境社会配慮を提示する」という一文がJICA案に含まれていない。

<コメント>

JICA環境社会配慮調査の最大の目的は、相手国政府が行う対象プロジェクトの環境社会配慮を支援することであり、この一文をJICAの責務から外すことは理解できない。

1.5 対象とする協力事業(p4)

(1) 「ただし、緊急を要する場合は、ガイドラインの対象外とする」という一文は提言にはない。

<コメント>

緊急の場合の対応を検討する必要性はどこにあるのか、改定委員会で全く議論されていない。この文が追加された理由を具体的に説明して欲しい。どういうケースを想定している、濫用防止をどうするつもりなのか知りたい。その上で、代替案も検討したい。例えば、カテゴリ分類は例外なく行い、カテゴリCについてはカテゴリ分類後の手続きを簡略化することなどで対応が可能なのかどうか検討すべき。少なくとも、カテゴリAやBの案件を、ガイドラインの対象外にすることは認めるべきではないと考える。

1.6 相手国政府に求める要件(p4)

(1) 1.6の1は提言に含まれていない。

<コメント>

この項目の意図することを説明して欲しい。また、ここでいう「プロジェクト」とは何を指して

いるのか？「プロジェクトの計画決定に最終的な責任を負う」とすることで何を明確にしたいと考えているのか。提言 p29 の 2 (1) のように「対象プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府であり、JICA は本ガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮を支援・確認する」ではいけないのか？

(2) 4 で突然「環境影響評価文書」という語が登場する。

<コメント>

提言にあるように、1.6の3を「現地環境影響評価において作成される各種文書や報告書（以下、「現地環境影響評価文書」という。）という表現に変更する。

1.7 情報の公開(p4-5)

(1) 1.7の1で「協力事業」と書かれている箇所は、提言では「対象プロジェクト」となっている。

<コメント>

ここでは「協力事業」と「対象プロジェクト」の違いは非常に大きい。JICA 案では協力事業の情報公開の主体が相手国政府になってしまう。提言通り「対象プロジェクト」に戻すべきである。

(2) 1.7の2で「協力事業」と書かれている箇所は、提言では「対象プロジェクト」となっている。

<コメント>

「1.3 定義」によれば「協力事業」は開発調査や無償資金協力のための事前の調査などである。これらの調査の特性ではなく、調査の「対象プロジェクト」の特性によって方法が異なることをこの文は示していることは明らか。提言通り「対象プロジェクト」に戻すべきである。

(3) 1.7の6で「協力事業に係る環境社会配慮に関する情報」と書かれている箇所は、提言では「協力事業のプロセスにおけるものを含め対象プロジェクトに係る環境社会配慮に関する情報」となっている。

<コメント>

JICA 案と提言とは本質的に異なる。提言が JICA に求めているのは、相手国政府が対象プロジェクトに係る環境社会配慮に関する情報を提供することができるように支援することである。提言通りに戻すべきである。

(4) 1.7の9は提言では「地域の人々が理解できる言語と様式」だった。

<コメント>

JICA 案にある「相手国の公用語又は広く使用されている言語」というのは理解できるが、この文脈で「言語」と「様式」を並列に書くと「様式」の意味がわからない。「様式」の方は、「地域の人々が理解できる様式」とすべきである。

1.8 ステークホルダーとの協議

(1) 1.8の3で「協力事業」と書かれている箇所は、提言では「対象プロジェクト」となっている。

<コメント>

上記 1.7 情報の公開 (2) で書いたコメントと同じ理由で、ここは「対象プロジェクト」とす

べきである。

(2) 1.8の4の「少なくとも・・・」と始まる第二文は、提言では「・・・協力事業の最終報告書案作成時の各段階において継続的に協議を行う」となっていた。

<コメント>

下線部が JICA 案には入っていない。作成時を入れないとどの段階かわからない。「継続的に」という語については、改定委員会で何度も議論があった。それぞれの段階で一回限りの協議会を開いておしまいというのではなく、継続的な協議が必要だという意見が強かった。提言を尊重して欲しい。

(3) 1.8は提言では p33 の に相当している。提言では 4 段落目に「協議の内容については、対象プロジェクト全体についてのニーズや問題の把握について検討したり、代替案について検討したりすることも広く含める」と書かれているが、JICA 案では削除されている。

<コメント>

なぜ削除したのか理解できない。対象プロジェクトのニーズや代替案の検討は、協議内容に含まれることはごく自然の発想だと考える。

1.9 環境社会配慮の項目

(1) 1.9の1で「環境社会配慮の項目は、・・・のうちから選択する」とあるが、提言では「・・・が含まれる」となっていた。

<コメント>

ここに示していない社会影響もありうるので、「選択する」は狭過ぎる。別紙1の「環境社会配慮の対象範囲」(p17)と同様に、「含まれる」という表現に変えた方がいいと思う。

(2) 1.9の2で「協力事業」と書かれている箇所は、提言では「対象プロジェクト」となっている。

<コメント>

1.7 情報の公開(2)で書いたコメントと同じ理由で、ここは「対象プロジェクト」とすべきである。

1.10 審査諮問機関への諮問

(1) この項目は提言 p32 の(6)に相当する。提言では、この機関の目的や何をするのかという点を含めているが、JICA 案にはそれがない。

<コメント>

機関の目的として「対象プロジェクト及び協力事業における環境社会配慮の支援・確認に関し、環境社会配慮審査室の審査を助けるため」という文言を入れるべきである。また、機関の役割として「要請段階から関与し、環境社会配慮審査室からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮面での助言を行う」という文章も入れるべきである。

(2) 1.10の2で「カテゴリ A 案件及び B 案件のうち必要と判断されるものについて」と書かれているが、提言ではカテゴリ A 案件及び B 案件としている。

<コメント>

JICA 案だと「必要と判断されるもの」が「B 案件のうち」だけを受けているのか、「A 案件及び B 案件のうち」を受けているのかわからない。少なくとも A 案件は全て諮問すべきである。また、B 案件を「必要と判断されるもの」に限定するのであれば、具体的にケースを示すべきである。

(3) 提言では作業管理委員会との役割分担について言及しているが、JICA 案には含まれていない。

<コメント>

この点をガイドラインに書かなかった判断の根拠を示して欲しい。書かない場合でも、どのように役割分担するのか、JICA の見解を明らかにして欲しい。

1.11 カテゴリ分類

(1) 1.11の1で「JICA は、協力事業を、その概要・・・を勘案して」と書いているが、提言では「その」に相当するのは「対象プロジェクト」である。

<コメント>

カテゴリ分類は対象プロジェクトの特性などを勘案して行われるのであり、ここでは「JICA は、協力事業を、対象プロジェクトの概要・・・を勘案して」とすべきである。

(2) 1.11の2で2箇所登場する「協力事業」は、提言では「対象プロジェクト」である。

<コメント>

1.7 情報の公開(2)で書いたコメントと同じ理由で、ここは「対象プロジェクト」とすべきである。

(3) 1.11の6で「事業内容」という語が3回登場するが、提言(p30 最終段落)では全て「対象プロジェクト」である。

<コメント>

JICA 案では「事業内容」の「事業」が「協力事業」を指しているように読める。ここでは、協力事業が対象とするプロジェクトの内容を指しており、提言通り「対象プロジェクト」とした方が、誤解が生じない。

(4) 1.11の6は提言 p30 最終段落を受けているが、提言では複合的・累積的影響をスクリーニングの対象にしているのに、JICA 案では何も触れていない。

<コメント>

改定委員会で、マスタープランのスクリーニング方法を具体的に提示すべきとの指摘を受けて、提言にある「対象プロジェクトが複数のサブプロジェクトで構成される場合は、当該サブプロジェクトの総体(複合的、累積的影響)に対しスクリーニングを行う」という文を入れたことを考えれば、この文を落とすことは理解できない。マスタープランのスクリーニングに対して世界銀行のハンドブックにも盛り込まれている1つの方法であり、提言通り入れるべきである。

1.12 参照する法令と基準

(1) 1.12の1で書かれている「協力事業」は提言では「対象プロジェクト」である。

<コメント>

この項目で挙げているのは、協力事業が満たすべき要件を挙げているのではなく、あくまで対象プロジェクトの要件なので、ここは「対象プロジェクト」とすべきである。

(2) 1. 12の3は提言 p31(4)の2つ目の に相当している。提言ではガバナンスへの留意を盛り込んでいるが、JICA 案からは削られている。

<コメント>

改定委員会において、「政治的・社会的状況に配慮する」という点をめぐって時間をかけた議論をした。提言にある「環境社会配慮確認においては、JICA は対象プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する」という文言は、そうした議論の産物であり、提言を尊重して欲しい。

1. 14 外務省への提言

(1) 1. 14の1で2箇所登場する「協力事業」は提言では「対象プロジェクト」である。

<コメント>

1. 7 情報の公開(2)で書いたコメントと同じ理由で、ここは「対象プロジェクト」とすべきである。

(2) 1. 14の2の「国際約束を締結した案件」は提言では「外務省からの実施指示後」となっていた。

<コメント>

「国際約束」の定義が曖昧。開発調査では S/W 締結まで、無償資金協力は基本設計調査まで国際約束はないと改定委員会で明らかにされた。改めて国際約束とは何か説明して欲しい。その上で、「実施指示後」と大きく時期がずれるようであれば、提言を尊重すべきである。

(3) 1. 14の3で最初に登場する「協力事業」は提言では「対象プロジェクト」である。

<コメント>

1. 7 情報の公開(2)で書いたコメントと同じ理由で、ここは「対象プロジェクト」とすべきである。

(4) この項目は提言では p34(8)に相当する。このうち、第一段落の「この場合において…」以降と第三段落の「ここで…」以降は JICA 案に盛り込まれなかった。

<コメント>

JICA 案に盛り込まれなかった2点はともに具体的な例示である。なぜ盛り込まなかったのか説明して欲しい。提言の内容や環境社会配慮が確保できない場合の例示は必要である。

1. 15 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保

(1) 「…ガイドラインの遵守が確保されるよう努める」とあるが、提言でははっきり「ガイドラインの遵守を確保する」と書いている。

<コメント>

なぜ「努める」なのかわからない。ガイドラインには「遵守する」ことをうたうべきではないか？

(2) JICA 案では「ガイドラインの遵守を確保するため」として異議申立しか挙げていないが、提言では異議申立は遵守確保の「一環」(p34)としており、また提言 p23 の 6. 3 では「ガイドラインの実施状況を監督・評価する仕組み」を整備することも挙げている。

<コメント>

「JICA はガイドラインの遵守を確保する一環として」とした方がいい。その上で、異議申立以外の遵守確保の方法について、別途 JICA に説明して欲しい。

(3) 提言では「事業担当部局から独立した組織により」としていたが、JICA 案ではそれが削られている。

<コメント>

異議申立機関の詳細は今後早急に議論するとは言え、少なくとも事業担当部局からの独立はガイドラインで明記しておくべきである。JICA は不遵守が問われている事業担当部局に異議申立の対応をさせるつもりなのか？提言を尊重して欲しい。

1.16 ガイドラインの適用と見直し

(1) 1.16 の1に「できる限り本ガイドラインの趣旨を踏まえて」とあるが、提言では本ガイドラインを「可能な限り適用して」だった。

<コメント>

趣旨を踏まえるというのはどういうことなのかわからない。噛み砕くと「可能な限り適用して」ということだと考える。

(2) 1.16 の2で「…開発途上国政府、NGO、…」とあるが、提言では「開発途上国の住民や NGO」だった。

<コメント>

ガイドラインの見直しに開発途上国政府の意見を聞くのであれば、関心を持っている開発途上国の住民や NGO にも意見を聞くべきである。

(3) 1.16 の2は提言の p34-5 の(10)に相当する。しかし、提言に書かれている運用実態の確認(p35 第一段落)と経験に基づいた運用上の課題や対応策に関する調査研究(p35 第三段落)は JICA 案から削られた。

<コメント>

見直しの際には、運用実態がどうだったかという点と、運用上の課題に関する調査研究は、不可欠である。「包括的な検討」にこうした点が含まれていることを明示すべきである。

2.1 プロジェクトの要請確認段階

(1) 2.1 の1は提言の p35 の1. に相当する。提言は「JICA は、…要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から意思決定し、外務省に提言する」としたが、JICA 案は「JICA は、…要請された案件に関して環境社会配慮について外務省に提言を行う」と下線部を削った。

<コメント>

採択ということばを削り、意思決定ということばを避けている理由を説明して欲しい。

(2) 2.1 の2と3は情報公開に関して「外務省の了解を得た上で」と提言になかった条件をつけている。提言では、公開を案件採択の条件としており、大きく後退した。

<コメント>

外務省が了解しない場合とは具体的はどういうケースなのかわからない。公開を案件採択の条件とするべきである。

(3) 2.1の3で「国際約束」という曖昧なことばが出てきた。

<コメント>

提言にある「外務省が要請を採択し、JICA に実施の指示が来た段階」とした方が、時期が明確である。

(4) 2.1の1は提言の p35 の1. に相当する。提言では JICA が外務省に提言した内容を公開するとしていたが (p35 最終段落) JICA 案には盛り込まれなかった。

<コメント>

JICA の提言がどの程度政府の意思決定に反映されているかを明らかにすることは、JICA 自身のアカウントビリティを高めることでもある。提言を尊重して欲しい。

2.2.1 事前調査段階

(1) 3において提言にあった「情報公開を行った上でステークホルダーと協議を行い」が盛り込まれなかった。

<コメント>

カテゴリ A については、事前調査段階からステークホルダーとの協議は必要であり、提言を尊重してほしい。

(2) 5で突然「プロジェクト」ということばが登場している。

<コメント>

提言通り「対象プロジェクト」で統一しないと混乱する。

2.2.2 S/W 署名段階

(1) 1の「相手国政府と合意できた協力事業」という表現だと、協力事業を行うことに合意したという意味しかない。提言では合意したのは「実施内容と体制」(p36 2.2)であり、意味する内容が違う。

<コメント>

誤解を避けるために「実施内容と体制について合意できた協力事業」とした方がいい。

2.2.3 本格調査段階

(1) 3の「スコーピング」は提言では「第2段階のスコーピング」と表現されていた。

<コメント>

JICA 案の「スコーピング」は、一般名詞としてのスコーピングではなく、予備的スコーピングに対する本スコーピングのような意味付けのはずである。単なるスコーピングだと一般名詞との区別がつかない。提言のように「第1段階」「第2段階」とするか、JICA 案を尊重して「予備的」「本」という区別をつけるか、どちらかの対応をした方がいい。

(2) 3で「対象プロジェクト」が JICA 案としては初登場。これは提言と同じ。

<コメント>

他の箇所も、「対象プロジェクト」という語を適切に使って欲しい。

(3) 6と7でカテゴリ B 案件について言及がない。この点について提言では A 案件と B 案件を区別していない。

<コメント>

マスタープランにおいては、フィージビリティ調査に比べてより影響が不確実なので、提言通りカテゴリ A と B の区別なく、対応する必要がある。

(4) 8が初出だが、最終報告書の提出先に、提言では外務省を含んでいたが、JICA 案では相手国政府のみになった。同様の点が他の部分でも見られる。

<コメント>

外務省を外した理由を明らかにして欲しい。合理的理由があれば、特にこだわらない。

2.3.1 事前調査段階

(1) 3において提言にあった「情報公開を行った上でステークホルダーとの協議を行い」が削られた。

<コメント>

カテゴリ A 案件なのだから、本格調査に進むべきかを適切に判断するため、この時点でも協議を行うべきである。

(2) 5に「プロジェクト」ということばが出てくるが、提言では「対象プロジェクト」。

<コメント>

統一的な表記にするため、「対象プロジェクト」とする。

2.3.2 S/W 署名段階

(1) 1の「合意できた」が指す内容が提言と異なる。

<コメント>

2.2.2(1)と同様に「実施内容と体制について合意できた協力事業」とした方がいい。

(2) 1で「判断した」と表現しているが、提言では「意思決定」を使っている。

<コメント>

特に提言に固執はしないが、理由を明らかにして欲しい。

2.3.3.1 カテゴリ A に分類されたプロジェクト

(1) 4で提言に入っていた「必要性や実施可能性を鑑み戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする」が削られた。

<コメント>

改定委員会で原科共同議長から、個別プロジェクトの F/S レベルの調査からより上位の計画に戻った長野のケースが戦略的環境アセスメントとして紹介された。その趣旨を考えると、提言部分を残した方がいいと思う。

(2) 5で「環境社会影響を回避・軽減するための対策」と書かれているが、何による影響かが

不明確。

<コメント>

提言にあるように「対象プロジェクトによる環境社会影響」と明示した方がいい。

(3)5に「モニタリング及び制度の整備を検討する」とあるが、提言では「環境モニタリング計画(必要に応じ、環境管理計画)等を検討する」となっていた。

<コメント>

特に提言に固執しないが、「モニタリング及び制度の整備」が意味する内容と、変更した理由を明確にして欲しい。

(4)8について、提言では外務省への提出も含んでいた(他にも同様の箇所あり)。

<コメント>

特に提言に固執しないが、「外務省への提出」を削った理由を明確にして欲しい。

2.3.3.2 カテゴリBに分類されたプロジェクト

(1)7について、提言にあった「同案を情報公開するとともにステークホルダーとの協議を行い」がJICA案には含まれていない。

<コメント>

カテゴリBについてはステークホルダーとの協議がほとんどない。最終報告書案の段階くらい実施すべきである。

2.4 詳細設計調査

(1)連携D/DとそうでないD/Dを分けて書いているが、提言では共通の手続きを示した。

<コメント>

これでは連携D/Dの場合のプロセスを全く書かないことになる。要請段階以降の手続きは、連携かそうでないかにかかわらず共通にすべきである。具体的には、「2.4.1」と「2.4.2」をまとめて「2.4.1」とする。

2.4.2.2 事前調査段階

(1)1の「モニタリング、及び制度の整備」は提言では「環境モニタリング計画(必要に応じ、環境管理計画)」となっていた(他にも同様の箇所あり)。

<コメント>

特に提言に固執しないが、「モニタリング及び制度の整備」が意味する内容と、変更した理由を明確にして欲しい。

(2)1は提言 p41 4-2 に相当する。提言にあった「有償資金協力供与の条件となる環境社会面での対応等を実施するための」という文言が削られた。

<コメント>

連携D/Dの場合、円借款供与の条件を適切に実施するよう相手国政府に促し、限られた範囲でJICAがそれを支援することが必要である。提言を尊重して欲しい。

(3) 2について、提言では「ステークホルダーとの協議を行う」が含まれていたが、JICA 案では削られた。

<コメント>

少なくともカテゴリ A については協議を明記しておいた方がいい。

(4) この項目は提言の 4 - 2 (p40-41) に相当するが、「 JICA はカテゴリ分類に基づきスコーピングを行い、その結果に基づく JICA 環境社会配慮調査の TOR 案を作成する」が JICA 案では抜け落ちている。

<コメント>

単純に書き忘れたのではないかと推察する。提言を尊重して欲しい。

(5) 4について、提言では「JICA 環境社会配慮調査の結果が、対象プロジェクトの計画・実施に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る」と書かれていたが、JICA 案では削られている。

<コメント>

JICA の協力事業の目的、及び D/D という段階を考えれば、この一文は含まれるべきである。

2.4.2.3 S/W の署名

(1) 1について、提言 (p41 4-3) では「有償資金協力供与の条件となる環境社会面での対応などを適切に実施するため」が含まれていたが、JICA 案では削られている。

<コメント>

2.4.2.2 (2) でコメントしたのと同じ理由から、提言を尊重して欲しい。

(2) 1について、提言 (p41 4-3) では「カテゴリ A 又は B に分類された案件は、S/W 作成過程にステークホルダーの意見を反映する」となっていたが、JICA 案では削られている。

<コメント>

削除した理由が理解できない。提言を尊重して欲しい。

2.4.2.4 本格調査

(1) 1について、提言 (p41 4-4) では「融資の条件」が含まれていたが、JICA 案では削られた。

<コメント>

2.4.2.2 (2) でコメントしたのと同じ理由から、提言を尊重して欲しい。

(2) 2と3に「適切な対応」という表現があるが、提言 (p42 4-4 と) では「本ガイドライン及び JBIC ガイドラインの遵守」を以って適切な対応としている。

<コメント>

適切な対応では具体的に何が適切なのか不明。提言を尊重して欲しい。

(3) 5に書かれている「概要版」という公開の限定は、提言には入っていない。

<コメント>

現在も連携 D/D の公開は 3 年後とか、他の開発調査とは異なる運用をされているようだが、理由は何か？規定・法令集でどのようになっているのが説明して欲しい。概要版のみの公開には納得できない。

2.5.1 カテゴリ A に分類されたプロジェクト

(1) 「協力事業」「環境影響評価」という語の使い方が提言とかなり異なる。

<コメント>

すでに理由は何度も述べているので修正提案だけ以下に書く。1 は「JICA は、基本設計調査に先立ち、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす JICA 環境社会配慮調査 がなされているか否か…」とすべき。2 は「JICA は、現地環境影響評価 が実施されている場合…、改めて環境社会配慮調査を行う必要のない 対象プロジェクト については…。現地環境影響評価 等の結果及び…」とすべき。3 は「JICA は、現地環境影響評価 が実施されていない場合など、改めて JICA 環境社会配慮調査 を行う必要がある 対象プロジェクト については…」とすべき。

(2) 本ガイドラインに沿った開発調査がなされている場合については 1 に記述があるが、本ガイドライン制定前に開発調査が行われた場合については、提言も JICA 案も記述がない。

<コメント>

これは 3 の読み方による。本ガイドラインに沿っていない開発調査を「改めて環境社会配慮調査を行う必要がある対象プロジェクト」と捉え、「開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど…外務省に提言する」に含めていかどうかを確認したい。

2.5.2 カテゴリ B に分類されたプロジェクト

(1) 「協力事業」「環境影響評価」という語の使い方が提言とかなり異なる。

<コメント>

すでに理由は何度も述べているので修正提案だけ以下に書く。1 は「JICA は、対象プロジェクト に係る 現地環境影響評価 等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす JICA 環境社会配慮調査 がなされているか否か…」とすべき。2 は「JICA は、現地環境影響評価 等が実施されている場合又は…、改めて JICA 環境社会配慮調査 を行う必要のない 対象プロジェクト については…」とすべき。3 の 2 箇所及び 4 の 2 箇所の「環境社会配慮調査」には JICA を付けるべき。

2.6.1 カテゴリ A に分類された協力事業

(1) 「協力事業」「環境影響評価」という語の使い方が提言とかなり異なる。

<コメント>

すでに理由は何度も述べているので修正提案だけ以下に書く。1 の第二文は「対象プロジェクト に係る 現地環境影響評価 等…、本ガイドラインを満たす JICA 環境社会配慮調査 がなされ…、改めて JICA 環境社会配慮調査 を行う…」とすべき。2 は「JICA は、現地環境影響評価 が実施されている…、改めて JICA 環境社会配慮調査 を行う…」とすべき。3 は「JICA は、現地環境影響評価 が実施されていない場合など、改めて JICA 環境社会配慮調査 を行う必要がある 対象プロジェクト については…」とすべき。

(2) 6 について、提言にあった「環境社会配慮調査で予測されたもの」という表現が削られた。

<コメント>

削除した意味が理解できない。「JICA は…、現地環境影響評価や JICA 環境社会配慮調査で予測されたものであったか」とすべき。

2.6.2 カテゴリ B に分類された協力事業

(1) 「協力事業」「環境影響評価」という語の使い方が提言とかなり異なる。

<コメント>

すでに理由は何度も述べているので修正提案だけ以下に書く。1の第二文は「対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす JICA 環境社会配慮調査等がなされているか否か等について調査を行い、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う…」とすべき。2は「JICA は、現地環境影響評価等が…、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要のない対象プロジェクトについて…」とすべき。6は「JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要がある対象プロジェクトについては…」とすべき。

2.7 フォローアップ

(1) 1について、提言 (p45 7) では現地環境影響評価につなげる趣旨だったが、JICA 案は計画決定に絞っている。

<コメント>

計画決定も重要だが、JICA 支援の目的を考えれば、提言で挙げた現地環境影響評価に反映されるかどうかも欠かせない要素である。以下のように修正を求める。「現地環境影響評価の審査は、… JICA は、環境社会配慮調査結果を考慮した現地環境影響評価の実施状況と対象プロジェクトの計画決定を確認するためにフォローアップを行う」。

(2) 2について、提言 (p45 7 の 2 つ目の) ではかなり具体的な書き方をしており、JICA 案とは違いが大きい。

<コメント>

住民移転計画、影響緩和策、代替案の検討などに生かされているかどうかという点は極めて重要であり、このくらい具体的に書くべきである。提言を尊重して欲しい。

(3) 3の文の並びが提言と違う。

<コメント>

JICA 案では「JICA は必要な場合は…問題の把握に努める」という文構造になっているが、提言では「JICA は問題の把握に努め、必要に応じて…」となっていた。つまり、「必要な場合」がかかる場所が違う。問題の把握に努めることは必ずやるべきであり、提言を尊重して欲しい。

別紙 1 (p17)

(1) 提言に書かれている「環境管理上の計画」や「特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない」という文言が JICA 案では削られている。

<コメント>

特に提言に固執してはいないが、理由を明らかにして欲しい。

その他フォローアップ委員会で議論して欲しい点

(1) 提言 p15 や表2の扱いについて JICA はどのように考えているのか？

<コメント>

表2は完全に無視されているが、何らかの形で参照されるべきだと考える。

(2) 提言 p16 「4 .日本国政府等に求められている取組」をどのようにフォローアップするか？

<コメント>

各省から参加している改定委員及びフォローアップ委員の方に、検討状況や対応策について説明をして頂きたい。

(3) 提言 p21 の「6 . 2 JICA の実施体制等」についてどのようにフォローアップするか？

<コメント>

JICA から検討状況を説明して頂きたい。

(4) 提言 p25 の「2 . JICA の環境社会配慮の基本方針」という項目自体を JICA 案は設けていない。

<コメント>

確かに重要事項2と4及び5の最終文については JICA 案に盛り込まれている。しかし、ここに挙げられているような点を、ガイドラインの重要事項として冒頭に列挙することには「重複を避ける」こと以上の意味があると思う。提言のように基本方針を始めに据えて、重要事項を列挙してはどうか。